

潜在保育士就職準備金 返還免除申請書

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会会長 様

申請年月日	令和 年 月 日
借受人番号	
住所	〒
ふりがな	
借受人氏名	
連絡先	自宅Tel () 携帯Tel ()

保育士修学資金の返還免除を次のとおり申請します。

借入日	令和 年 月 日
借入金額	円
返還免除申請額	円
免除理由 ※ (対豪項目に○)	(当然免除) 1. 2年以上県内で保育士業務に従事した 2. 業務上の事由により死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった (裁量免除) 3. 1年以上、県内で保育業務に従事したとき、かつ、本人の責による免職、特別な事情がなく恣意的な退職ではないとき 4. 死亡又は障害により返還することができなくなったとき、かつ、相続人又は連帯保証人からの返還が困難であるなど真にやむを得ないとき 5. 行方不明等により修学資金の返還が困難であると認められる場合であって、履行期限到来後5年以上経過したとき、かつ、相続人又は連帯保証人からの返還が困難であるなど真にやむを得ないとき
従事先	施設名・職種 (職種:)
	在職期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※ 免除申請事由を証明する書類(死亡診断書等)を添付してください。

「業務従事期間証明書」は従事先ごとの証明書を添付してください。

なお、非常勤の場合、雇用期間730日以上かつ従事日数360日(年間180日)以上必要です。

・返還免除に係る規定（抜粋）

要綱第7 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金、入学準備金及び就職準備金（以下総称して「修学資金」という。）の返還の債務を免除するものとする。

(2) 潜在保育士就職準備金貸付

- ① 潜在保育士就職準備金の貸付けを受けた者が秋田県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき
ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、潜在保育士就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

要綱第10 返還の債務の裁量免除

会長は、貸付対象者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において 免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 秋田県内において2年以上第7の(1)に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部
- (4) 秋田県内において1年以上第7の(2)に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

要領第9 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第10関係）

- (1) 要綱第10の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第4に規定する保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
また、要綱第10の(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第7の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、貸付を受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。この場合、貸付を受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。
- (2) 裁量免除については、事業ごとに以下の算定方法を用いるものとする。
 - ② 潜在保育士就職準備金貸付
裁量免除の額は、秋田県内において、要綱第7の(2)に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

・添付書類（免除申請事由を証する書類）

免除事由	添付書類
①・③	・第7号様式 業務従事期間証明書（従事先ごと）
②	・労働災害の認定を証明する書類 ・死亡診断書、医師の診断書等業務継続困難を証明する書類
④	・労働災害の認定を証明する書類 ・死亡診断書、医師の診断書等業務継続困難を証明する書類 ・相続人、連帯保証人の償還困難を証明する書類
⑤	・事実を証明する書類（行方不明者届受理証明書等） ・相続人、連帯保証人の償還困難を証明する書類